

2020年1月30日

学生の皆さまへ

学長 萱場 一則

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、明日（1月31日）以降2020年3月末まで、有症状（37.5℃以上の発熱、ひどい咳、呼吸苦、下痢、腹痛など）時に以下の手続きを実施した者は「公欠」扱いとします。

ただし、前述の有症状に加え、武漢市への渡航歴がある者、または「武漢市へ渡航歴がある有症状の人」との接触歴がある者は、まず、以下の窓口にご相談してください。

○厚生労働省電話相談窓口

TEL: 03-3595-2285（毎日9時00分～21時00分）

※上記を除く時間（深夜等）は、救急安心センター事業 TEL: #7119



ただし救急安心センター事業の実施エリアは、埼玉県、東京都、横浜市など一部に限られています。実施エリアは、消防庁ホームページ（右上の二次元コード）で確認できます。

実施エリア外の者は、安静にして、厚生労働省電話相談窓口の受付時間内に相談してください。

## 1 大学で授業等の場合

- (1) 大学へ絶対に登学しない。
- (2) 大学の学生担当（048-973-4116）に電話し、欠席する事を連絡する。
- (3) 必ず医療機関を受診する。
- (4) 回復後、大学の学生担当（048-973-4116）に「公欠届」を提出する。この際に、医療機関で発行された「診断書（※学校感染症の場合は必須）」もしくは「診療明細書」を一緒に提出する。なお「領収書」のみでは受け付けない。

## 2 臨地実習の場合

- (1) 実習施設へ絶対に行かない。
- (2) 実習担当教員に電話し、欠席する旨、連絡する。同時に大学の教務担当(048-973-4117)にも、実習を欠席することを連絡する。
- (3) 必ず医療機関を受診する。
- (4) 受診後、必ず実習担当教員に電話し、診察結果を連絡する。
- (5) 回復後、大学の教務担当(048-973-4117)に「公欠届」を提出する。この際に、医療機関で発行された「診断書」もしくは「診療明細書」を一緒に提出する。なお「領収書」のみでは受け付けない。

○感染予防対策は、以下を参考としてください。

①手洗い励行、②マスク着用、③うがいに努めましょう

(「うがい」の予防効果は十分に実証されてはいませんが、実施しないよりは良いと思われれます)。

また万一感染に曝露されても発症しないように免疫力を高めましょう。具体的には、

①保温、②栄養、③睡眠

がきわめて大切です。

### 3 公欠制度について

現在、病欠に関しては「インフルエンザ」「感染性胃腸炎」などの指定された学校感染症のみ公欠扱いとなっています。しかし現在は非常事態ゆえ、感染症の疑いで医療機関を受診して講義を欠席した場合、**結果として一般的な感冒等であっても「診断書」もしくは「診療明細書」を提出すれば、2020年3月末日までは例外的に、受診日および翌日の2日間をすべて公欠扱い**とします。

なお定期試験等についても不利にならないよう配慮します。詳細は大学の**教務担当(048-973-4117)**にお問い合わせください。

※学校感染症に該当する場合は、従来とおり医師による診断書を提出してください。その場合は、該当する感染症名に対応する出席停止期間が公欠になります。

また実習の場合、学校感染症であっても今までは公欠扱いにならないため公欠届等は不要でした。しかし今回は感染症の疑いで医療機関を受診して臨地実習を欠席した場合、「公欠届」に添えて「診断書」もしくは「診療明細書」を提出すれば、2020年3月末日までは例外的に、不利にならぬよう公欠に代えてすべての実習において補習の機会を用意します。